

E i w a N e w s

保管証書遺言（デジタル遺言）について

令和 8 年 8 月
(No.253)

令和 8 年 6 月 1 7 日に、保管証書遺言（デジタル遺言）制度を新設する改正民法が成立いたしました。これは、従来の自筆証書遺言と公正証書遺言のメリットを組み合わせた新たな遺言方法となります。

今回はその内容をご案内いたします。

1 本制度の概要

本制度により、パソコンやスマートフォン等で作成した遺言書も、法務局で保管されることにより有効なものとして認められます。また、相続開始後の裁判所による検認手続きが不要になるため、遺言執行の負担が軽減されます。

2 背景

現在は、自筆証書遺言や公正証書遺言が主な遺言方法として利用されていますが、前者は全文の手書きが必要なため、高齢者や病気の方にとっては採用しにくいという問題点があります。

一方、後者は公証人がチェックすることにより無効になるおそれは少ないものの、公証人との調整が必要なため、時間やコストの点で問題があります。

保管証書遺言は、これらの問題点を解消し、より利用しやすい遺言方法となることが期待されています。

3 手続きの内容

大まかな手続きの内容は次のとおりです。

- ① パソコン・スマートフォン等による遺言書作成
- ② 遺言書への署名（書面形式の場合）、マイナンバーカード等を用いた電子署名（データ形式の場合）
- ③ 法務局への保管申請書提出
- ④ 遺言書保管官と、法務局において対面又は Web による面談
- ⑤ 面談において本人確認、遺言書の全文の口述（話すことが難しい方のために筆談や通訳を介する救済措置もあります。）

4 本制度のメリット

本制度のメリットは次のとおりです。

- ① パソコンやスマートフォンでの作成が認められているため、他の人が文書を作成することができます。

- ② 法務局に行かなくても、足腰が不自由な方等はご自宅や病院等から Web を通じて遺言書保管官と面談ができます。
- ③ 法務局のシステム上で安全にデータが保管されるため、紛失や改ざんのリスクがなくなります。
- ④ 相続開始後の家庭裁判所による検認手続きが不要です。

5 本制度のデメリット

本制度のデメリットは次のとおりです。

- ① 遺言者本人が遺言書保管官の前で口述して、遺言書の内容を理解して自らの意思によって作成したものかの確認を受けるため、その点においては、他の遺言方法よりもハードルが高いと言えます。

6 保管後の取り扱い

保管後の取り扱いは、次のものが予定されています。

- ① 遺言者本人は保管された内容を閲覧請求でき、相続開始後は、相続人等が閲覧請求、遺言書に係る情報を証明した書面の交付請求をできます。
- ② 相続人等が、上記①の請求をした場合、他の相続人にその旨の通知がなされます。

7 注意点

実際に利用できるようになるのは公布日（2026年6月24日）から3年以内とされていて、具体的な開始日は、今後の政令で決定されます。

これまで、遺言方法として、主に自筆証書遺言か公正証書遺言が利用されてきました。

保管証書遺言にもメリット、デメリットがありますが、遺言書を作成する方にとっての選択肢を増やし、これからの時代の新しい遺言スタイルとして利用されていくことが期待されています。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。